

恵庭市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第4号

恵庭市体育施設条例の一部を改正する条例

恵庭市体育施設条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																																
<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>島松体育館</td> <td>恵庭市南島松389番地3</td> </tr> <tr> <td>駒場体育館</td> <td>恵庭市駒場町3丁目3番15号</td> </tr> <tr> <td>福住屋内運動広場</td> <td>恵庭市福住町1丁目21番24</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>(1) 屋内体育施設</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 駒場体育館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市内</td> <td style="text-align: center;">市内</td> <td style="text-align: center;">営利</td> <td style="text-align: center;">営利</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		島松体育館	恵庭市南島松389番地3	駒場体育館	恵庭市駒場町3丁目3番15号	福住屋内運動広場	恵庭市福住町1丁目21番24	(略)		使用区分	使用料					市内	市内	営利	営利	<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>島松体育館</td> <td>恵庭市南島松389番地3</td> </tr> <tr> <td>福住屋内運動広場</td> <td>恵庭市福住町1丁目21番24</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>(1) 屋内体育施設</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ (略)</p>	名称	位置	(略)		島松体育館	恵庭市南島松389番地3	福住屋内運動広場	恵庭市福住町1丁目21番24	(略)	
名称	位置																																
(略)																																	
島松体育館	恵庭市南島松389番地3																																
駒場体育館	恵庭市駒場町3丁目3番15号																																
福住屋内運動広場	恵庭市福住町1丁目21番24																																
(略)																																	
使用区分	使用料																																
	市内	市内	営利	営利																													
名称	位置																																
(略)																																	
島松体育館	恵庭市南島松389番地3																																
福住屋内運動広場	恵庭市福住町1丁目21番24																																
(略)																																	

現行				改正案			
			在 住 者	在 住 者 以 外 の 者	目 的 (アマ チュ アス ポー ツ)	目 的 (その 他の 催 物 に 使 用 す る 場 合)	
専 用 使 用	ア リ ニ シ	全 面	1,000 円	2,000 円	8,400 円	1 万 6,800 円	
		2 分 の 1			4,200 円	8,400 円	
		3 分 の 1			2,800 円	5,600 円	
個 人 使 用	高 校 生		1 回 100 円	1 回 200 円			
	一 般		1 回 200 円	1 回 400 円			
	65歳以 上の者		1 回 100 円	1 回 200 円			
エ 福住屋内運動広場				ウ 福住屋内運動広場			
(略)				(略)			
備考 (略) (2)~(6) (略)				備考 (略) (2)~(6) (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。